

飯山市放課後等デイサービス施設 仕様書

1 事業名

放課後等デイサービス事業

2 指定管理期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで（5 年間・応相談）

3 業務施設の概要

名 称 飯山市放課後等デイサービス施設
所 在 地 飯山市大字飯山 2 3 6 3 番地 飯山市子ども館内
構 造 鉄骨造

4 開所日

月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及びお盆（8 月 13 日から 8 月 16 日まで）並びに年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

5 開所時間

施設の開所時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 学校のある日（月曜日から金曜日まで）

放課後から午後 6 時 30 分まで

(2) 学校が休みの日（長期休暇及び振替休日）

午前 8 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

6 利用定員

1 日あたり 10 人

7 職員配置及び職務内容

職員の配置にあたっては、業務を十分に履行するために必要な人員を配置し、かつ児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）における放課後等デイサービスの人員に関する基準を満たすこと。

(1) 管理者 1 人

(2) 児童発達支援管理責任者 1 人以上（常勤・専従）

(3) 児童指導員又は保育士 2人以上（常勤1人以上）

8 職員の資格要件

職員のうち、資格が必要な職種については、関係法令に規定されている資格要件を満たしていること。

9 業務内容

事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、飯山市放課後等デイサービス施設条例第4条各号の規定に基づき、次のとおりとする。

放課後等デイサービス計画の作成

- (1) 生活能力の向上のために必要な訓練
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) レクリエーション行事
- (4) 送迎サービス
- (5) 相談及び援助等
- (6) その他市長が認めるもの

10 経費に関する事項

(1) 指定管理料

なし

(2) 指定管理者の主な収入

利用料金 飯山市放課後等デイサービス施設条例第13条各項に規定する利用料金に定められたとおり。

(3) 指定管理者の主な支出及び施設使用に係る経費

① 指定管理業務の実施に伴う費用

② 施設の経費は、1年間の次の経費を使用面積に応じ按分した額を市へ支払うものとする。

消耗品費、光熱水費、施設等修繕料、電話料、保険料、衛生管理役務費、施設設備保守点検等委託、除排雪委託料、テレビ・衛星関係等回線使用料その他市と指定管理者が協議して定める経費

(4) 第三者への再委託等

第三者への再委託等については、市の承諾を必要とする。また、第三者への委託等を行った業務の一部を、更なる第三者に委託し、又は請け負わせることについても、市の承諾を必要とする。ただし、指定管理業務の全部若しくは大部分又は主たる業務の再委託等は認められない。

(5) 修繕

建物、設備及び備品等の修繕は、帰責事由が指定管理者にあるものを除き、下記のと

おり

種 類	内 容	負担者	
		飯山市	指定管 理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
税制変更	一般的な税制変更		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治・行政 的理由によ る事業変更	政治・行政的理由から、管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費	○	
施設・設備 の修繕・改 修	①経年劣化によるもの（大規模な修繕・改修を要するもの）	○	
	②経年劣化によるもの（①以外のもの）		○
	③第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（大規模な修繕・改修を要するもの）	○	
	④第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（③以外のもの）		○
	⑤不可抗力により発生した市の損害、損失及び増加費用	○	
	⑥不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用		○
	⑦指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	○	
個人情報の 保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
事業終了時 等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○